

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成17年9月15日(木)午後7時05分～午後8時45分
場所 小田原市中央公民館 3階 視聴覚室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 島田祐子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|----------------|-------|
| 学校教育部長 | 石嶋 襄 |
| 教育政策課長 | 杉崎 公 |
| 学校教育課長 | 椎野 美乃 |
| 学校保健課長 | 椎野 繁雄 |
| 学校教育課長補佐(学事) | 青木 昭 |
| 学校教育課長補佐(指導) | 佐宗 修二 |
| 保健担当主査
(書記) | 斉藤 秀子 |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山 博之 |
| 教育政策課主査 | 田代 勝美 |

4 議事日程

日程第1 請願第5号

小田原市立小学校・中学校において使用する副読本、副教材、その他一切の補助教材の統一と公開を求める請願(学校教育課)

日程第2 請願第6号

性教育施行開始学年を再検討するためのパブリックコメントの実施を求

める請願（学校教育課）

日程第3 請願第7号

小田原市立中学校3年生を対象とした性教育講演会開催を中止し、不登校や校内暴力などへの対応を目的とした施策を検討することを求める請願（学校教育課・学校保健課）

日程第4 議案第24号

学校2学期制実施の方向性について（学校教育課）

日程第5 議案第25号

教育委員会委員長の選挙について（教育政策課）

日程第6 議案第26号

教育委員会委員長職務代理者の指定について（教育政策課）

5 議事の概要

（1）委員長開会宣言

（2）8月定例会の会議録承認…島田委員報告

（3）会議録署名委員の決定…青木委員・横田委員に決定

（4）日程第1 請願第5号 小田原市立小学校・中学校において使用する副読本、副教材、その他一切の補助教材の統一と公開を求める請願

杉山書記（教育政策担当主査）が請願書を朗読

請願団体代表者加藤哲男（かとう てつお）氏が請願書をもとに事情説明

補足説明 …学校教育課長

学校教育課長…それでは、請願第5号の「小田原市立小学校・中学校において使用する副読本、副教材、その他一切の補助教材の統一と公開を求める請願」について補足説明を申し上げます。はじめに名称についてですが、先ず、主たる教材として使用する義務が課せられているものを教科書と呼び、教科書以外の従たる教材を補助教材と呼んでおります。補助教材の中で教科書に準じて用いられる補助的な図書のことを副読本と呼び、図書に

なっていないものを副教材と呼び、その2つを併せて補助教材と呼んでおります。また、教科書のない道徳や学級活動等で使用する教材を準教科書と呼んでおります。次に、補助教材の使用につきましては、実際は、授業を行う教員が校長に申請し、校長は指導監督する責任を有していることから、最終的には校長が選定することになります。しかし、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項』で「学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする」とされております。それにも基づいて、『小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則』において、次のように定めております。その内容は「教科書の発行されていない教科、道徳及び特別活動の主たる教材、準教科書については、教育委員会の承認を必要とする。」「副読本や各種学習帳などの学年もしくは学級全員が持つ教材は、教育委員会に届け出る。」となっております。教育委員会としては、承認の申請が出たものについては審査して承認するか、しないかを判断し、届け出たものについては、必要に応じて確認、指導をしております。

青木教育長 …各校が導入する教師用の教材の設定及び使用については、先ほどもお話しがあったように校長に決裁権があり各先生が勝手に、自分の好きなものを自分の判断で購入して使用しているわけではありません。あくまでも校長が教科によって適切な教材を選定しているのか確認したうえで使用しています。そのように市内の学校は進めており、教育委員会としては各学校が学校全体、学年全体で十分検討し、校長の責任の元に教材の選定を進めている訳ですから、あえて教育委員会が統一しなさいという指導は今のところ考える必要がないのではと思います。先ほどの話しの中で教材については公開されているかいないかということもありましたが、保護者等にどの教科にどの教材をとということについては、各校とも通知等で周知されていると思います。いずれにしましても教材を市で統一するという点に関しては各先生の授業の良さを打ち消すことになりすし、副教材については、教師の裁量で自分が使いやすい、或いは指導に合ったものを採用していく方が良いのではと考えます。

島田委員 ...私も同じ考えです。教科書が選定されている訳ですから、後は現場の教師が学びを充実させるための補助教材ですので、現場の教師の手法といいますか、力量を尊重した方が良くと思います。補助教材まで教育委員会が決めると、ちょっと現場にとっては息苦しすぎるのではないかなと思いますし、今までの手法、手順で問題ありませんので良くと思います。

安藤委員長 ...現在、授業では教科書に沿った立派な副教材が使用されていると思います。請願では、授業の透明性、ねじ曲げられた授業がなされていないかという心配があるようですが、そういう意味では酒匂中学校のような、いつでも誰でも学校に入ることができる、開かれた授業、開かれた学校を作っていくとこのような心配もなくなるのかなという気がします。全てを公開となると現場の先生達の教材の中で、分数例えば4分の1を説明する教材、例えばりんごとかケーキ等全て出すのかということになると、なかなか不可能に近いのではと思います。根底にあるのは、そうした授業の透明性のようなもの、どういう授業をしているのかということとを心配しているのかということだと思います。

横田委員 ...学校の特色とか先生の力量に合わせた補助教材が必要だと思いますので、全部一緒にするというのがなかなか難しいのではないかと思います。かえって先生のやる気をそぐということになるのではないかと危惧します。各学校で何を補助教材に使っているかということは現在閲覧可能ですか。

学校教育課長...先ほど御説明しましたように届出制又は承認制のいずれかで教育委員会に届いておりますので、手続は開示請求若しくは学校教育課の窓口で対応いたしますが、結果として閲覧は可能です。

桑原委員 ...先ほどからお話しが出てるように先生方のやる気がとても大事だと思います。何もかも決められていると非常に自由がきかないと言いますが、その時の状況によってどんどん変化していると思いますので、一番現場で御存知の先生が決めた方が良いでしょう。先ほど説明がありましたように、不適切な場合は、教育委員会が指導するということですので、今までの方法で良いのではと思います。

安藤委員長 ...形が見える教材、副教材よりも、かえって道徳のように教科書の有無が判然としない方が難しいような気がします。ある意味、家庭での価値観

を子どもたちに教育していく方が子どもたちにとっては、はるかに強いものがあるのかなとも思います。

安藤委員長 ...それでは、皆様から意見をいただきましたが、それでは、ここで請願項目1と2を一括して採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...ご異議もないようですので、請願第5号「小田原市立小学校・中学校において使用する副読本、副教材、その他一切の補助教材の統一と公開を求める請願」を採決いたします。この請願について、採択すべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

安藤委員長 ...賛成なしにより、この請願は、不採択とすべきものと決しました。

(5) 日程第2 請願第6号 性教育施行開始学年を再検討するためのパブリックコメントの実施を求める請願

杉山書記(教育政策担当主査)が請願書を朗読

請願団体代表者加藤哲男(かとう てつお)氏が請願書をもとに事情説明

補足説明 ...学校教育課長

学校教育課長...それでは、請願第6号の「性教育施行開始学年を再検討するためのパブリックコメントの実施を求める請願」について補足説明を申し上げます。性教育は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的とし、生命尊重・人間尊重・男女平等などの精神を育み、児童生徒が、自ら考え、判断し、適切な意思決定と行動選択ができる能力を身に付け、望ましい行動をとれるようになることをめざして行うものと規定されております。学習指導要領では性教育という言葉は使われておりませんが、身体的側面については、学習指導要領において、体育科の保健学習の中で、3年

生以上に位置づけられております。また、性教育を生命尊重・人間尊重・男女平等等の精神を育むことを目標として、学級活動の時間の中で扱っていることもございます。

青木教育長 ...性教育については、今学校教育課長が説明したように、平成17年6月市議会においても、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的とし、生命尊重・人間尊重・男女平等などの精神を育むねらいがあるという考えを表明しました。学校教育における性に関する指導については、基本的に学校の教育活動を通して、かつ全学年発育発達に即した内容で指導展開を図っています。性教育は何歳からという決め付けることの方が困難で、人は何歳になっても男と女の自覚を持っています。そういう意味では発育成長は年齢に即した内容での人格の完成、人間尊重、男女平等などを絡め、性の教育は意図的に指導展開する必要があると思います。

安藤委員長 ...家庭の教育力の低下を考えた時に果たして家庭に任せておけるのかという心配もある一方、子どもの周りに多くの情報が取り巻いている現状では、早めに自然に身につけさせてあげることが大事ですね。

島田委員 ...デリケートな問題を含んでいるので、請願者の心配は良く分かります。しかし、この学習は必要だと思いますので何年生でこの内容というのが適切であるかどうかは、皆が気を配って見ていれば良いですね。保護者とも歩調が合っていることが必要で、学校だより等で保護者にも情報が届いているようですので、手を携えて進めているのだなあと思います。

桑原委員 ...学校教育では難しいようですが、性教育よりも命の大切さが一番大事です。核家族化に伴い、祖父母の死や赤ちゃんの誕生等に接する機会が少なく、動植物等も飼育していないと生命を肌で感じる機会もあまりありません。形式ばった教育よりも幼い頃から命の大切さを大人が教えることが必要です。

横田委員 ...これだけ性教育が話題になるのは、日本の家庭に性教育をするだけの力が既になくなっていく証拠だと思います。日常生活で覚えているというのが昔でしたが、そう簡単にはできていないのが現状です。実際行なわれている性教育で、富水小の例が示されています。性教育は性交教育に置き換えられて考えられているところもありますが、私たち医師は子ども

の育ち方まで含めて考えますので、小1年生には小1年生なりの性教育があつていいと考えています。近年適応障害の子どもが増えてきたからといって性教育ができないとは考えていません。性教育の公開について、例えば保護者が希望すれば性教育の授業を参観できるのですか。

学校教育課長...学校に相談していただければ可能かと思えます。

安藤委員長 ...酒匂中学校のような開かれた学校が増えれば保護者も安心しますね。

安藤委員長 ...それでは、皆様から意見をいただきましたが、それでは、ここで請願項目1と2を一括して採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...ご異議もないようですので、請願第6号「性教育施行開始学年を再検討するためのパブリックコメントの実施を求める請願」を採決いたします。この請願について、採択すべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

安藤委員長 ...賛成なしにより、この請願は、不採択とすべきものと決しました。

(6) 日程第3 請願第7号 小田原市立中学校3年生を対象とした性教育講演会開催を中止し、不登校や校内暴力などへの対応を目的とした施策を検討することを求める請願

杉山書記(教育政策担当主査)が請願書を朗読

請願団体代表者加藤哲男(かとう てつお)氏が請願書をもとに事情説明

補足説明 ...学校保健課長・学校教育課長

学校保健課長...現在の急速に進む情報社会化の中で、テレビ・雑誌・インターネット等から、性に関する間違った、あるいは有害な情報が中学生にも容易に触れやすいという社会環境があります。一方、年々、性行動の低年齢化と

それに伴う性感染症被害の拡大が深刻な社会問題になっています。このようなことから、異性に関心を持ち始めるいわゆる思春期を迎えた中学生に、性に関する正しい知識を身に付けさせ、性感染症を防ぐことは大変重要な課題であります。ですから、不登校の問題も大事なことです。性教育の必要性も認識していただき、別々の問題としてとらえていただきたいと思います。小田原市では、学校の授業を補完する形で、外部講師を中学校に派遣して講演していただく「性教育講演会」の事業を実施しています。保健体育の教師あるいは養護教諭ではなく、実際の性感染症に関わる医療現場、出産現場に携わる専門医師から、中学生に直接話をするに大変意義があることととらえています。医療現場での経験に基づくエイズ患者の話などは切実なものであり、私も過日聴講しましたが、中学生は熱心に聞いており、正しい性に関する知識を持つことが非常に重要であることを知ります。そして、講演の主題である「生命の誕生」「命の尊さ」「自分の心や体のみならず、相手の心や体を大切にす思いやり」について真剣に受け止めており、生徒や保護者の感想を見ても、また学校からも好評をいただいているところです。講演内容については、学習指導要領に沿ったものであることはもちろんですが、各中学校の生徒の特色などを踏まえ、講師と学校、事務局と念入りに打合せをしており、適切なものであります。また、来月の末には「性教育検討委員会」を開催する予定で、小田原医師会学校医部会長を始め、小児科、内科、産婦人科の先生方、校長会長、養護教諭、指導主事の先生方からご意見を伺い、来年度以降の講師の人選や内容について、それぞれの専門的立場から検討する予定です。なお、請願には性教育講演会は「中学校3年生だけを対象」とありますが、中学3年生だけの対象とは限らず、学校の実績に応じ「中学生と保護者」を対象に実施しております。

学校教育課長...それでは、請願第7号の「小田原市立中学校3年生を対象とした性教育講演会開催を中止し、不登校や校内暴力などへの対応を目的とした施策を検討することを求める請願」について補足説明を申し上げます。小田原市教育委員会では、しろやまとマロニエに相談指導学級を開設しており、不登校傾向のある児童生徒が通っています。また、教育研究所の相

談員による、不登校となった児童生徒に対する相談体制の充実に努めているところでは、さらに、既に平成15年度より、不登校対策を緊急の重点課題の一つとして位置づけ、教職員向けリーフレットを作成するとともに、「小田原市不登校対策委員会」を設置して、さまざまな立場で活躍していただいている方々による協議を進め、協議の状況をリーフレットにまとめ、平成16年度末に関係諸機関等にお配りいたしました。また、不登校児童生徒に関わっているNPO法人とも連携した取組も進めております。学校では、児童生徒一人一人が相談できる場として、全中学校にスクールカウンセラーが派遣されており、不登校傾向にある子どもたちの居場所づくりも広がり、相談指導学級から学級に戻れたり、不登校状態から学校内の居場所に通えるようになったりと、改善が見られる子どもも出てきております。

安藤委員長 …不登校対策に30年近く取組み、10年ぐらい前からは電話相談もやっています。昔は無知から来る親切で先生が頑張れない子に頑張れと言っていました。近年スクールカウンセラーのおかげで電話での相談件数は減りましたが、代わって多くなったのは高校生に関する相談です。請願項目2にあるカウンセリングは授業でやるようなものではなく、個別に行なうものですね。

横田委員 …校医が性教育をやったら良いのではないかという御意見は確かに最もだと思います。私は小児科医ですが、小児科では最近思春期をどう見るかということが話題になっていて、その中で性教育を小児科医が中心になってやっていこうという動きがあります。しかし、難しい面がありまして、実は小田原でも性教育を校医がやろうということでいろいろ勉強会を開催しています。実際にやっている先生に来ていただき、性教育の模擬授業をしていただいて、それを見て、自分だったらどうできるかということを考えたり、いろいろ努力をしていますが、なかなか実際に性教育をやるといことは難しいですね。まだ踏み切れておりませんが、いずれは校医又は小田原の小児科医が性教育を担える立場になりたいというふうに医師会としては考えています。そういう状況で、今行なわれている授業ですが、年間、十数回の講演をしていただいて、しかも生徒や保護者

からかなり好評を得ているということを考えれば、決して無駄な投資ではないと思います。教職員が性教育をできるのではないかということですが、学校の先生は医学的な知識も多分十分ではないということもありますし、学校の先生だけで現代の性教育をするということはほぼ不可能ではなからうかと思えます。必ず校医の力、医師の力がこれからは必要になるのではないかなと考えています。

安藤委員長 ...それでは、皆様から意見をいただきましたが、それでは、ここで請願項目1と2と3を一括して採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...ご異議もないようですので、請願第7号「小田原市立中学校3年生を対象とした性教育講演会開催を中止し、不登校や校内暴力などへの対応を目的とした施策を検討することを求める請願」を採決いたします。この請願について、採択すべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

安藤委員長 ...賛成なしにより、この請願は、不採択とすべきものと決しました。

(7) 日程第4 議案第24号 学校2学期制実施の方向性について

提案理由説明...教育長・学校教育課長

青木教育長 ...それでは、議案第24号「学校2学期制実施の方向性について」を御説明申し上げます。小田原市立小学校及び中学校の全校におきまして、平成18年度から学校2学期制実施の方向性を決定しようとするものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長...議案24号「学校2学期制実施の方向性」につきまして、説明をさせていただきます。去る8月31日の教育委員会協議会におきまして、「学校

2学期制実施の方向性」についてご協議いただきました。その際に、私から、御説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、これまでの経緯等何点かお話をさせていただきます。初めに、現在に至るまでの経緯をお話いたしますと、平成15年度に学校2学期制について調査研究を校長会に依頼し、平成15年12月に報告をいただきました。また、教育委員会といたしましては、保護者や市民の皆様に関心を持っていただくために、広報おだわらや教育かわら版に2学期制についての記事を掲載し、併せて、平成16年1月には市民の皆様の声を聞く懇談会を2回開催いたしました。その後、実践を通して研究を進める必要があると考え、平成16年度は小学校5校、中学校1校が研究実践校として2学期制に取り組み、平成16年12月には小学校4校が研究実践発表会を行いました。本日の資料に、6校の実践報告資料を入れさせていただきましたが、研究実践校は学校2学期制の実施を契機に、学習時間の確保や教育活動の見直しを行う中で、学校の活性化や教職員の意識改革が図られたという成果を挙げております。また、有識者や実践校・未実施校・市PTA連絡協議会・自治会・子ども会等の代表の方から成る2学期制研究協議会を立ち上げ、研究・協議を重ね、平成17年2月に、本研究協議会から、「2学期制を実施する場合、市内小中学校で一斉に導入すべき」との報告を受けました。そこで、これらの研究実践校の成果や研究協議会の報告、並びに県内の実施状況等を総合的に判断し、同年2月以降、校長会に対して、平成18年度以降に2学期制を導入する姿勢を示してまいりました。そして、平成17年度7月に、校長会や市PTA連絡協議会に、平成18年度に全小中学校に2学期制を導入する可能性のあることを説明し、ご意見をいただくとともに、ご了解いただけるようお話をしてまいりました。校長先生方からは、「小田原市教育委員会が平成18年度に2学期制を導入することを決定するのなら、了解する。一斉に導入することが望ましい。また、具体的な方法や今後の進め方については十分検討が必要である。」とのご意見がだされました。市PTA連絡協議会からは、不安材料がいくつか出され、「説明をきちんと行っていくことが大切である。」とのご意見をいただきましたが、一定のご

理解が得られたと考えております。これらを踏まえ、去る8月31日、教育委員会協議会でご協議いただきました。9月9日の福祉文教常任委員会でも、今までの経緯と今後の予定等を報告いたしました。委員の方から、「説明会実施の必要性や教師の負担増の問題を含め、慎重な意見が出されていることも受け止めて、今後も具体的な方法等について意見交換を図ってほしい。」とのご意見をいただきました。また、子どもにとってどうかという視点が大切であるとのこと意見もございました。以上が2年5ヶ月にわたる経緯でございます。次に、2学期制の成果と課題でございますが、お手元の研究協議会の報告と、6校の研究実践校の資料をご覧ください。この2種類の報告書から読み取れる成果でございますが、何点かあげられます。

- ・授業時間が20時間程度増え、その有効な活用が図られています。
- ・7月・12月にじっくりと学習に取り組むことができます。
- ・学校の行事や教育活動全体の見直しと工夫が図られています。
- ・サマースクールの実施等長期休業を生かした学習の工夫がされています。
- ・通知票が2回になりましたが、7月と12月に「あゆみ」「ステップアップカード」といった評価資料を渡すなど、積極的に評価情報が提供されています。
- ・併せて、学習相談や教育相談を充実させています。
- ・2学期制への移行を通して、学校の活性化や教職員の意識改革を図ることができます。

次に、課題と考えられることとして、

- ・通知票が2回になるため、保護者や子どもたちの不安を解消することが必要となります。
- ・長期休業、特に夏休みにおいて、学習の連続性が保てるよう、サマースクールの実施や教育相談の実施等が必要となります。
- ・移行当初の教職員の多忙化が考えられます。
- ・日本の風土や心情にそぐわないと考えられます。
- ・保護者や地域への十分な説明や対応が必要となります。

・中学校では、高校入試選抜制度との関係を考慮する必要があります。
などが挙げられております。

次に、県内の情勢ですが、平成17年度は50%程度の学校が2学期制を実施しており、平成18年度は小学校が60%、中学校が70%程度の学校が実施予定となっています。以上で説明を終わらせていただきますが、2学期制につきまして、平成18年度以降、小田原市がどのようにしていくのか、その方向性につきましてご審議くださるようお願いいたします。

安藤委員長 ... 2学期制の優れている点についていかがでしょうか。

桑原委員 ... 最近の読売ウィークリーで、文部科学省の方針が頻繁に変わるので保護者は不安感を持っているとの記事を読みましたが、2学期制への保護者の不安をどう払拭するかが課題ですね。3学期制よりも2学期制の方が授業時数が増え、学力向上、受験対応という点で2学期制が優れていると思います。

青木教育長 ... 平成14年度に完全学校週5日制が始まり授業時数が減少し、新しい学習指導要領で教科によっては内容も削減され、その後、様々な学習調査結果が報告される中、保護者は子どもの学力低下への不安を募らせました。その背景の中で登場したのが2学期制で、良い点として終業式、始業式の回数が減ることにより確実に授業時数が増えること、また、評価の点として、今まで1つの学期の少ない授業時数で先生は子どもを評価しなければなりませんでしたが、2学期制を導入することで、1つの学期が長くなり授業時数が増え、先生が子どもを見る授業時数が増えることで、更に行き届いた評価ができることが挙げられます。授業の在り方も変わりつつあり、授業は今まで1人の先生が進めるものでしたが、総合的な学習、選択教科、少人数指導等の新たな学習は、複数の先生が協議相談しながら、場合によっては先生以外の地域の方等とも連携協力して作り上げていく授業であり、それに加え学期末には従来の仕事である評価評定等で先生は多忙となっています。そこで2学期制を導入することによって通知票をつける回数が3回から2回に減り、減った労力を授業に注げば余裕を持って子どもに触れ合う授業ができ、学力の向上とともに、

先生と子どもの絆をも深めることになります。3学期制も良い点がありますが、2学期制の方が更に良い点がありますので、小田原市立小中学校においては、平成18年度から2学期制を一斉導入したいと思います。

島田委員 ...ある事柄についてメリットとデメリットの両面があります。例えば、授業時間数が増えることはメリットですが、スクールミーティングで訪れた2学期制の報徳小学校では、夏休み直前まで給食があり、6時間目まで授業があるのは保護者にとってはどうかと思います。学校の授業の仕方を変更してみる等様々なことをやってみてデメリットをメリットに変えることで、2学期制が良いのではと思います。例えば、2学期制だと夏休みが1学期の間に入ります。授業を受けながら課題意識を持ちながら、自分で勉強をしながら夏休みを迎えられるというメリットとしていけば良いですね。また、通知票の回数が1回減るので保護者は不安になります。夏休み前に担任と面談が行なわれているとのことでしたが、スクールミーティングに参加した多くの保護者はもう少し担任と密に時間をとりたいと言っていましたので、これを機にもう少し改善されれば良いかなと思います。

安藤委員長 ...この課題の根底には教職員が多忙になるのではという危惧があると思われます。その場しのぎの教育改革、ゆとり教育の行き詰まりで、根本的に教員の意識改革をするためには、大規模構造改革を伴う2学期制の導入が最適です。皆が教育について根底から見直し、作り直して行く時期が来たと捉えています。

横田委員 ...2学期制研究実践校を見ても2学期制に大きく反対する意見はほとんど出ておらず、子どもたちからも受け入れられている事実がありますし、子どもには2学期制が大きな負担になるとか支障になるということはありません。保護者と先生の戸惑いが一番大きな問題ですが、そこをいかに払拭し御理解いただくか。決まったからしょうがなくやるのではなくて、ポジティブに受け取り安藤委員長が言われるように構造改革、新しいものをつくるエネルギーに変えることが大事ではと思います。

安藤委員長 ...市民は賛成してくれていますが、先生は抵抗勢力というか、かなり反対が多いですね。戸惑いは分かりますが、新しい教育を作り出すために知

恵と努力で乗り越えて欲しいですね。

青木教育長 ...小田原市教育委員会として小田原の子どもたちをどう育てていきたいか、小田原の学校をどうしていきたいかを考えることから始めていきたい。子どもが学びに意欲を持ち、先生も子どもに学ぶ楽しさを教え、小田原の学校をもっと明るく元気にしたい。しかし、現状では授業時数も少なく、先生も子どもにもゆとりがあまりありません。学校で一番大事な今は今も昔も授業ですので、それでは授業を充実させようとなります。そのためには授業時数を確保する必要がありますが、3学期制の現状では難しい。2学期制になればその問題は解決できます。だから小田原市は2学期制を導入し、小田原の学校をもっと明るく元気にしたいと考えています。

安藤委員長 ...保護者、市民にいかに理解を深めていただくか、理解を得てもらう機会を残り少ない平成17年度でどのように作っていくかが課題ですね。とにかく一度進めて、問題があればその都度対処していくこととなりますね。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第5 議案第25号 教育委員会委員長の選挙について

提案理由説明...委員長

安藤委員長 ...教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び第2項により、「任期は1年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。私は、平成16年10月1日から委員長に選任されておりますので、9月30日をもちまして、その任期が終了することとなります。このため、平成17年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能でありまして、この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり10月1日から発生することとなります。したがって、本定例会におきまして、平成17年10月1日からの任期を持ちます、教育委員会委員長の選挙を行おうとする

ものであります。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...御異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、委員長職務代理者であります横田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...御異議もないようですので、横田委員から指名していただくことに決定いたしました。それでは、指名をお願いいたします。

横田委員 ...教育委員会委員長に、安藤委員を再度指名いたします。

安藤委員長 ...お諮りいたします。ただいまの指名に御異議等ありませんか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...御異議もないようですので、ただいま指名されました、私、安藤委員が教育委員会委員長に当選、決定いたしました。

(9) 日程第6 議案第26号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

提案理由説明...委員長

安藤委員長 ...委員長職務代理者の指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、

その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、御意見等いかがでしょうか。

島田委員 …教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を推薦します。

安藤委員長 …ただいま、島田委員から横田委員を推薦する発言がございましたが、ほかに御意見いかがでしょうか。

(質疑・意見等なし)

安藤委員長 …御意見もないようですので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 …それでは、私から指名させていただきます。教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 …御異議もないようですので、横田委員が教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。

(10) 委員長閉会宣言

平成 1 7 年 月 日

委 員 長

署名委員（横田委員）

署名委員（青木委員）